

島根県報

平成21年11月9日(月) **号外 第 190 号**

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

【規 則】

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

(林 業 課) 2

公布された条例等のあらまし

◇島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則(規則第80号)

- 1 規則の概要
- (1) 木材加工流通システム整備資金の貸付利率を変更することとした。(別表関係)
- (2) その他規定の整理
- 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第80号

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の一部を改正する規則

島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則(昭和55年島根県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第4号中「年2.65パーセント」を「年2.1パーセント」に、「製造行程」を「製造工程」に、「年2.5パーセント」を「年1.95パーセント」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の島根県木材産業等高度化推進資金制度運営規則の規定に基づいて貸 し付けられた木材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。